

郡山市田村町地区内産業廃棄物処理施設設置事業環境影響評価方法書 について

本事業は、郡山市の田村町栃山神地内の山林約 31 ヘクタールの対象事業実施区域内に、埋立面積 71,429 平方メートル、埋立容積 1,618,217 立方メートルの管理型の産業廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）を設置するもので、埋立品目は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に定める産業廃棄物 14 種類及び同法施行令第 2 条第 13 号廃棄物並びに特別管理産業廃棄物 1 種類を計画している。

また、対象事業実施区域内には浸出水処理施設等の最終処分場に係る付帯施設のほか、土捨場及び防災調整池等を整備する。

本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項等に対応すること。

1 総括的事項

- (1) 対象事業の実施に当たっては、周辺農業や畜産業等に影響の無いよう十分に配慮するとともに、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の縦覧期間に限らず周辺地区住民及び農業従事者等に対して、住民説明会を行う等の丁寧な説明を行い、十分な理解を得るようにすること。

なお、対象事業実施区域に隣接する地区にあつては、地区ごとに住民説明会を開催するなど特に配慮すること。

また、住民説明会及び縦覧等で寄せられた意見や要望に対して誠意を持って対応すること。

- (2) 対象事業に関する変更点等が生じた場合には、速やかに地元住民等に対して情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。
- (3) 環境影響評価図書は、縦覧により一般に公開されることから、平易な表現や図の活用等により、分かり易い内容となるよう工夫するとともに、縦覧期間終了後もインターネットでの閲覧を可能にするなど、住民等の利便性の向上及び情報公開に努めること。
- (4) 環境影響の予測及び評価の実施に当たっては、地元住民の生活を尊重し、周辺環境に与える影響をできる限り回避及び低減するため、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価の実施において、項目及び手法の選定等に新たな事項が生じた場合には、必要に応じて見直すとともに、追加の調査、予測及び評価を行う等、適切に対応すること。

なお、調査マニュアルや参考文献は最新の知見や技術等を取り入れたものを使用すること。

- (5) 環境影響の予測及び評価に当たっては、可能な限り定量的な手法を用い、定性的な評価を用いる場合は、その評価に至ったプロセスについても準備書で示すこと。

- (6) 環境影響の予測及び評価の結果について、影響予測の不確実性の程度が大きいこと等により事後調査が必要と判断される場合にあつては、事後調査の実施を検討し、その調査方法案を準備書に示すこと。

なお、事後調査方法の検討に当たっては必要に応じて専門家等の意見を踏まえること。

また、供用後の定期的なモニタリング結果の公表（公表方法を含む）等についても検討し、準備書で示すこと。

2 個別的事項

(1) 大気環境について

ア 管理型の最終処分場は埋め立てた産業廃棄物の安定化に伴い、硫化水素等の臭気を有するガスが生じることから、当該ガスについても環境影響評価項目に追加し、その評価結果を評価書で示すこと。

イ 対象事業実施区域周辺には民家が存在するため、大気質・騒音・振動・悪臭の調査地点は、周辺民家の配置状況や風向特性等を踏まえて適切に調査地点を選定すること。

ウ 対象事業実施区域周辺には農地が多数存在し、一部は道路に隣接していることから、埋立作業中、残土運搬時等における砂塵等の飛散防止を図り、事業計画について準備書で示すこと。

(2) 水環境について

ア 対象事業の実施により、濁水の発生、地下水脈の遮断、河川の流量の変化等が生じる可能性を考慮して環境影響の予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域周辺には、水道未普及の世帯及び施設が存在することから、周辺住宅の飲用井戸の有無について調査すること。

また、当該井戸においては水量や水質が変動する可能性があることから季節的変動の有無のほか、各井戸の緒元（深度、ストレーナー位置等）を詳細に把握し、準備書に示すこと。

ウ 対象事業実施区域の周辺の河川は、農業用水、防火用水及び釣り堀等に使用していることから、対象事業の実施に伴う河川の水質汚濁を防止する事業計画とすること。

特に、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では設計が未定とされている取水塔及び防災調整池等の設備等は、下流域への濁水の流出など環境影響の低減に関連する設備であることから、周辺環境に配慮した必要な容量等を確保した設計とし、その設計について準備書に示すこと。

また、方法書では計画とされている浸出水処理施設等についても、関係法令の基準等を満たした能力を確保した設計となるよう検討し、その結果についても準備書に示すこと。

エ 方法書の事業計画では遮水シートの破損を観測井戸の地下水モニタリングにより検知するとされていることから、対象事業実施区域及び周辺の地下水流向の

環境影響の予測及び評価の結果に加え、評価結果をもとに検討した観測井戸の配置計画、モニタリング項目等の事業計画についても準備書で示すこと。

なお、事業計画の検討に当たっては、事業実施区域の周辺には地下水を利用する施設や住居が存在していることを踏まえ、定期的な水質管理を行うことなども検討し、その結果を準備書に示すこと。

オ 最終処分場の供用開始後の水環境・水生生物への長期的な影響について、供用後の定期的な事後調査による評価及びその結果の公表（公表方法を含む）を検討し、準備書で示すこと。なお、影響評価の方法については、水圏生態系モデルを活用した WET マイクロコズム試験法等を考慮した全排水毒性等による調査を検討すること。

（３）地形及び地質について

ア 施設建設の造成工事等に伴う地すべり等の地盤調査を行う際は、様々な気象条件及び災害発生を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域内には、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び土石流危険箇所指定された区域が含まれることから、所管する関係機関との協議を行い、その結果を踏まえ事業計画を検討し、準備書に示すこと。

ウ 対象事業実施区域内の土砂災害特別警戒区域に指定された区域は、対象事業の実施に伴い地盤及び斜面の安定性に影響が及ぶおそれがあることから、当該区域でのボーリング調査についても検討し、準備書に示すこと。

（４）動植物・生態系について

ア 哺乳類等の夜間における影響調査は、自動撮影装置を用いて対象事業実施区域及びその周辺の動物相及び哺乳類相の調査を検討すること。

イ 鳥類の環境影響調査方法にコールバック法による調査の追加を検討すること。

ウ 鳥類への影響評価のため、定点観測に加え、上空の視野範囲についても示すこと。

（５）景観・人と自然との触れ合いの活動の場について

ア 対象事業実施区域は広い範囲から視認される可能性があることから、景観影響の調査地点について、関係市町村及び周辺住民等の意見を伺い、意見を踏まえて調査地点追加を検討し、その結果を準備書に示すこと。

イ 対象事業実施区域は郡山市の「景観づくり基本計画」において、自然地域に該当することを踏まえ、関係機関と協議し、周辺施設からの景観等に配慮した工事計画を検討し、その結果を準備書に示すこと。

（６）放射線の量について

ア 対象事業実施区域内の土砂の放射能濃度に係る環境影響評価結果を踏まえ、関係機関との協議を行い、工事に伴い搬出される土砂中の放射能濃度のモニタリング及びその結果を踏まえた搬出計画についても検討し、その結果を準備書に示すこと。

イ 対象事業の実施に伴う放流水及び沈砂池等に堆積する土砂中の放射能濃度について継続的なモニタリング調査実施を検討し、その結果を準備書に示すこと。

3 その他の事項

- (1) 環境影響の低減の措置等に関連することから、最終処分場の供用に伴う維持管理計画について関係機関との協議を踏まえ検討し、準備書で示すこと。

また、対象事業実施区域周辺の飲用井戸について、最終処分場の維持管理項目で示されている調査項目に加えて、水道法の水道水質基準項目及び「電気伝導率」についても調査することを検討し、併せて準備書に示すこと。

- (2) 対象事業実施区域は郡山市の都市計画区域外であるものの、開発区域が1ヘクタール以上であることから、都市計画法に基づく開発行為の該当性について、郡山市の担当課と協議すること。

- (3) 対象事業実施区域の開発面積が1ヘクタール以上であることから、埋蔵文化財の分布調査を行う必要があるため、郡山市教育委員会へ調査依頼を行い、その指導に従うこと。

- (4) 森林法に基づく地域森林計画対象森林内で1ヘクタールを超える開発行為を行う場合は、福島県知事の許可が必要となるため、造成後のレイアウトについて所管の農林事務所等と協議すること。

- (5) 当該施設の設置及び運営に関する行為において廃棄物処理法による許可を受けた区域は、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に基づく許可等は不要とされているが、それ以外の盛土規制法の対象となる行為について法に基づき許可等の手続きを行うこと。

また、盛土規制法に基づく許可等が不要な行為であっても、土石の堆積に伴う災害防止のために必要な措置がとられていない又は措置が不十分な場合は、改善命令等の対象となることに留意すること。

- (6) 隣接する須賀川市の宇津峰地区に保全すべき森林（マツ林）があるため、開発に伴いマツの伐採を行う場合、松くい虫の被害拡大の要因となる可能性がある残材を放置することのないようにすること。

- (7) 魚類調査地点である阿武隈川水系の河川には、阿武隈川漁業協同組合に対して、漁業法に基づく第五種共同漁業権が免許されていることから、魚類調査前に、調査方法について当該漁協に説明の上、了解を得ること。

また、当該漁協に対して、水質調査の方法についても周知すること。

- (8) 魚類調査については、福島県漁業調整規則の規定により、採捕に用いる漁具、漁法、魚種によっては採捕できる期間や魚体のサイズに制限があることから、調査手法、内容を整理した上で、必要な場合は事前に県の特別採捕許可を受けること。